

第2号様式（第3条関係）

見守りサービス提供調書

1 提供するサービスの名称

2 初期費用の詳細（税込み金額）

- (1) 見守り端末購入に要する費用 円  
 (内訳)・GPS端末本体 円  
     ・送料 円  
     ・その他 円
- (2) 補助額 円
- (3) 利用者負担額 ((1) - (2)) 円

3 サービス利用料 円/月、年

4 提供するサービスが基準を満たすことの確認

項目	内容
<input type="checkbox"/> 提供する見守りサービスの内容	GPSを利用し、保護者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。
<input type="checkbox"/> GPS端末の提供形態	GPS端末は申込者が購入するものであること。
<input type="checkbox"/> 見守りサービスの提供期間	保護者が見守りサービスを開始した日から3年間継続して見守りサービスを行うこと。
<input type="checkbox"/> 転売、無償譲渡の禁止	GPS端末の転売、又は第三者への無償譲渡を禁ずることについて、保護者の同意を得ること。
<input type="checkbox"/> 個人情報の市への提供の同意	補助金交付の申請に必要な要綱第6条に基づく情報を市へ提供することについて、保護者の同意を得ること。
<input type="checkbox"/> サポートセンターの設置	保護者からの問合せ等に対応するため、電話対応によるサポートセンターを設置すること。
<input type="checkbox"/> GPS端末の機能	保護者に提供するGPS端末については、児童の見守りを行うための機能に特化したものとし、付加機能に関しては、市が認めた範囲内の機能に止めること。
<input type="checkbox"/> 提出期限の厳守	要綱及び要領に規定する書類を提出期限内に遅滞なく提出すること。
<input type="checkbox"/> 情報の開示	市が必要を認めた場合は、保護者及び対象児童の登録情報、申込に関する情報、電子メール、契約・解約状況等の情報を開示及び提出し、市の質問に回答すること。
<input type="checkbox"/> 各種調査への協力	市が必要を認めた場合は、関係書類の提出及び調査、報告に協力すること
<input type="checkbox"/> 補助金の返還	要綱第10条に基づき交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その返還に応じること